

1. 募集区画及び使用料・清掃料

(1) 募集する区画及び区画数・・・区画案内図(7～8ページ参照)

片山霊園 姫路市香寺町土師366番地9

6区1～36号、9区1～85号(計121区画)

(2) 区画の種別及び永代使用料(市内居住者)・永代清掃料

区画の種別		永代使用料		永代清掃料
		一括納付	分割納付	
4㎡	標準地	480,000円	504,000円	100,000円
	次地	504,000円	529,200円	100,000円
	角地	528,000円	554,400円	100,000円

(3) 標準地、次地、角地とは、次のとおりです。

角地	次地	標準地	標準地	標準地	標準地	次地	角地
----	----	-----	-----	-----	-----	----	----

※市外居住者の永代使用料は、上記の50%増です。

※市内居住者とは、申込み時点において、3ヶ月以上継続して本市に住所を有する(住民登録をしている)方です。

2. 申込み受付

(1) 受付時期 令和7年9月10日(水)から9月24日(水)

(土曜日・日曜日・祝祭日は除く)

(2) 受付時間 9時から17時(12時から13時までの間は除く)

(3) 受付方法 下記の受付場所に必要書類をご持参ください。

☎ 670-0051 姫路市名古山町14番1号

姫路市役所名古山霊苑管理事務所 ☎ 079-297-5030

☎ 679-2144 姫路市香寺町中屋14番地

姫路市役所香寺事務所 ☎ 079-232-0001

なお、名古山霊苑管理事務所に限り、郵送での申込みも可能です(9月24日(水)必着)。

3. 申込みに際しての注意事項

- (1) 1人で第1希望から第3希望の区画まで申込みできます。
- (2) 1人につき、申込みは1回です。
- (3) 同一世帯で2人以上の申込をした場合は、全ての申込みを無効とします。
- (4) 提出された書類は返還いたしません。
- (5) 代理人による申込みの場合は委任状（様式3）が必要になります。
- (6) 市外居住者が申込まれて当選した場合は、市内に住所を有する管理人が必要です。
- (7) 使用許可後、3年以内に墓碑を建立しなければなりません。
- (8) 前もって、現地で場所等を確認してください。
- (9) 虚偽の申込みをした場合は、当選を取消します。

4. 申込みに必要な書類

- (1) 片山霊園一斉募集申込書（様式1）
- (2) 片山霊園一斉募集申込受付済書（様式2）
※郵送での申込みの場合は、受付番号を付番し返送いたしますので、
返送先を明記し、110円切手を貼った長3型の封筒を同封してください。
- (3) 申請者の住民票の写し…1通（巻末の交付申請書を使用）
 - ・令和7年9月1日（月）以降に発行されたもの
 - ・世帯全員、本籍・続柄記載のもの
 - ・マイナンバー（個人番号）記載のないものに限ります
- (4) 委任状（様式3）…代理人による申込みの場合は必要になります
※すべての箇所を申請者本人が自筆で記入し、押印してください。
※代理人の方の本人確認書類をご持参または写しを郵送してください。

5. 区画の決定

- (1) 決定方法
 - ・当選者の決定は第1希望の区画から行います。

- ・第1希望の区画に申込者が1人の場合は、その方を当選者と決定します。
- ・第1希望の区画に申込者が2人以上の場合は、抽選により当選者を決定します。
- ・第1希望の落選者は第2希望の区画について、他の申込者の第1希望と重複することがなければ上記のとおり当選者を決定します。
- ・第2希望の落選者は他の方の第1、第2希望と重複することがなければ、第3希望の区画について同様に決定します。

(2) 抽選予定日

- ・令和7年9月26日（金）

※立会人が同席のもと、姫路市による厳正な抽選を行いますので、抽選会は公開いたしません。

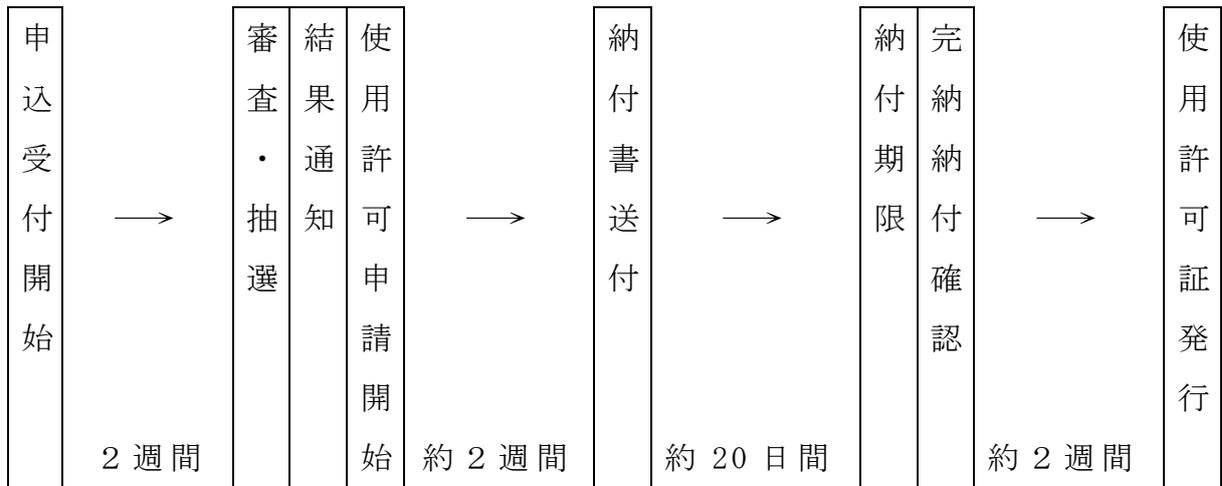
(3) 結果発表

- ・申込者全員に【当選・落選】結果の通知書を郵送します。
- ・名古屋山霊苑管理事務所と香寺事務所に掲示するとともに、姫路市ホームページにも同じ内容のものを掲載します。

6. 当選者による使用許可申請手続き

- ・当選者には「当選決定通知書」を郵送しますので、令和7年10月1日（水）から10月17日（金）までに、名古屋山霊苑管理事務所または香寺事務所で霊園の使用許可申請手続きを行ってください。使用許可申請書は各事務所に備えています。
- ・必要書類
 - (1) 当選決定通知書
 - (2) 市外居住者の方は、管理人（市内に住所を有する人）の住民票
 - (3) 申込書提出以降に住所の異動があった場合は、当選者の住民票
 - (4) 代理人による申請手続きの場合は、委任状（様式3）と代理人の本人確認書類

7. 申込み受付から使用許可証発行までの流れ



8. 永代使用料・永代清掃料について

- (1)一括納付の場合は、納期限までに全額納入してください。
 - (2)分割納付の場合（所定使用料の5%増し）は、10カ月10回均等で納入してください。ただし、永代清掃料は初回に全額納入してください。2回目以降は、毎月永代使用料分割分を指定する期日までに納付してください。
- なお、繰上納入された場合でも、永代使用料の減額はできません。
- ※納付期限を過ぎても納付がない場合は、当選を無効とします。

9. 霊苑使用許可証

- (1)一括納付の場合は、永代使用料、永代清掃料の完納確認後、郵送します。
- (2)分割納付の場合は、永代使用料の1回分と永代清掃料の納付確認後、郵送します（ただし、完納後でなければ墓碑の建立はできません）。

10. 墓碑の建立に際しての注意事項

- (1)墓碑は、使用許可をした日から3年以内に建立しなければなりません。
- (2)墓碑は、1区画に1基しか建立できません。
- (3)墓碑の高さ等は、姫路市霊苑墓碑等施設基準に適合しなければ建立できません。

- (4) 墓碑には建立者名として使用許可を受けた方（申請者）の氏名を刻んでいただきます。
- (5) 墓碑または碑石、形象類およびこれに附属する工作物（石灯ろう、墓誌、囲障等）は、区画にもよりますが、縁石を避けて設置していただきます。
- (6) 墓碑の正面は南向きとし、南側に通路がないときは北を正面として建立してください。
- (7) 姫路市では墓地使用者はもちろんのこと申請者にかかる個人情報も一切公開しておりません。従って、今回の募集にかかる情報が、石材業者等に伝わるようなことは一切ありません。
- (8) 姫路市では特定の業者を指定した申込受付や墓碑建立の斡旋業務は、一切行っておりません。

11. その他の注意事項

①使用許可の取消

次のいずれかに該当するときは使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。
- (2) 使用权を譲渡し、または使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき。
- (4) 許可を受けた後、ふん墓の造営をしないで3年を経過したとき。
- (5) 市長の命じた使用場所の施設の維持および保護をしないで放任のまま5年を経過したとき。
- (6) 偽りその他不正な手段により使用料の徴収をまぬがれたとき。
- (7) 法令または姫路市霊苑条例もしくはこれに基づく規則および指示に違反したとき。

（注）霊園の使用許可を取り消されたときは、ただちに墓地を自己の費用をもって原状に回復し、返還しなければなりません。

②使用权の消滅

次のいずれかに該当するときは、使用权は消滅します。

- (1) 使用者が死亡し、相続人または親族もしくは縁故者等祖先の祭祀を

主宰する者がいないとき。

(2)使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

③墓地の返還について

墓地が不要になったときは、市長に届け出て、区画を原状に回復し返還しなければなりません。

(1)使用許可を受けた日から3年以内に墓地を返還した場合、既に納めた永代使用料の90%に相当する額を還付します。永代清掃料は還付しません。

(2)使用許可を受けた日から3年を越えた後に墓地を返還した場合、既に納めた永代使用料の20%に相当する額を還付します。永代清掃料は還付しません。